

第36回 埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議 次第

日時 令和3年7月5日(月)

17時00分～18時30分

会場 庁議室

1 開会

2 議事

新型コロナウイルス感染症 現状の分析・評価と今後の対応

3 閉会

配布資料一覧

- 1 出席者名簿
- 2 ご議論いただきたいポイント
- 3 配席図
- 4 埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議設置要綱
- 5 説明資料1 PCR検査等の現状
- 6 説明資料2 陽性率の推移
- 7 説明資料3 陽性者数と退院・療養終了者数の推移
- 8 説明資料4 病床使用率の推移
- 9 説明資料5 年齢別内訳
- 10 説明資料6 感染経路内訳（判明日ベース）
- 11 説明資料7 人口10万人あたりの新規陽性者数等（1週間ごと）
- 12 説明資料8 ステージ指標の推移について
- 13 説明資料9 発症日別分析等

- 14 説明資料 10 変異株について
- 15 説明資料 11 ワクチン接種状況について
- 16 説明資料 12 高齢者施設の感染状況
- 17 説明資料 13 人流の状況について
- 18 説明資料 14 措置地域縮小前との比較
- 19 説明資料 15 令和3年度県営公園の夏季プール運営について

埼玉県新型コロナウイルス専門家会議出席者名簿

【委員（敬称略 五十音順）】

池田 一義	一般社団法人埼玉県商工会議所連合会 会長（WEB 参加）
岡部 信彦	川崎市健康安全研究所 所長（WEB 参加）
金井 忠男	埼玉県医師会 会長
小谷野 和博	埼玉県中小企業団体中央会 会長（WEB 参加）
近藤 嘉	日本労働組合総連合会埼玉県連合会 会長（WEB 参加）
坂木 晴世	国際医療福祉大学大学院 准教授（WEB 参加）
讃井 将満	自治医科大学附属さいたま医療センター 副センター長（WEB 参加）
竹田 晋浩	かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長（WEB 参加）
松田 久美子	埼玉県看護協会 会長
光武 耕太郎	埼玉医科大学国際医療センター 教授（WEB 参加）
三村 喜宏	埼玉県商工会連合会 会長（WEB 参加）

【県側参加者】

大野 元裕	知事
安藤 宏	危機管理防災部長（WEB 参加）
山崎 達也	福祉部長（WEB 参加）
関本 建二	保健医療部長
星 永進	保健医療部 参事
本多 麻夫	保健医療部 参事
板東 博之	産業労働部長（WEB 参加）
堀井 徹	都市整備副部長（WEB 参加）
岸本 剛	衛生研究所 副所長

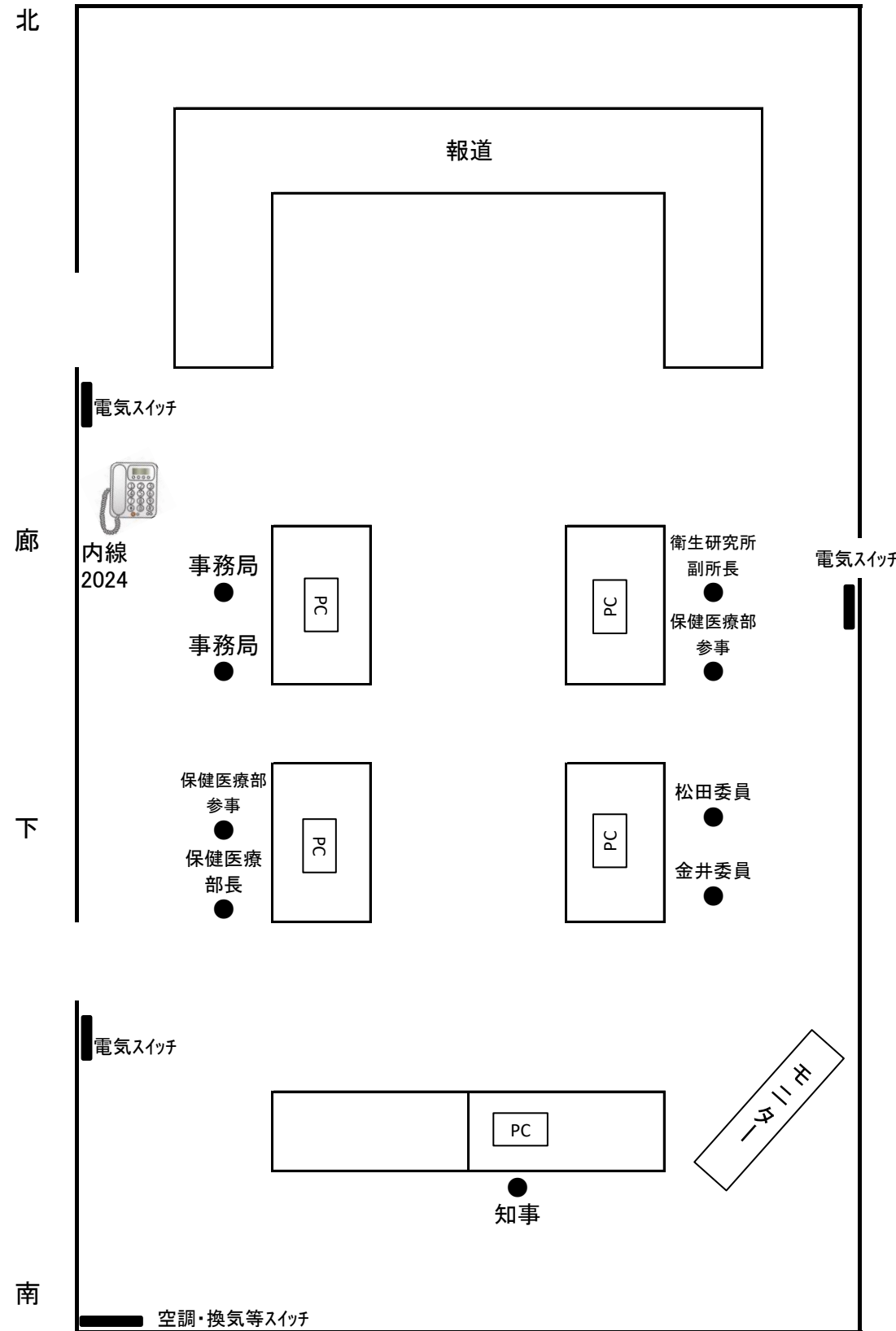
ご議論いただきたいポイント

埼玉県現状分析・評価を踏まえた今後の対応について

ア 現状の分析・評価

イ 7月12日以降の対策について

庁議室配席図



埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議設置要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症等の発生状況等を踏まえ、本県の実情に合った対策を検討するために、県内外の専門家からなる「埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議」(以下「専門家会議」という。)を設置する。

(項目)

第2条 専門家会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等に関する県の医療体制に関すること
- (2) 今後取り組むべき感染拡大防止策に関すること
- (3) その他必要とする項目に関すること

(組織)

第3条 専門家会議は、別表1、2に掲げるメンバーをもって構成する。

2 主宰は知事が行う。

3 主宰に事故あるとき又は主宰が欠けたときは、主宰があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 専門家会議は主宰が招集し、意見を聴く項目を提示し、会の進行を行う。

2 新型コロナウイルス感染症特別措置法に基づく措置等、感染拡大防止策のうち、県内経済に重大な影響を及ぼす項目に対する意見を聴取する場合には、別表1に加え別表2のメンバーを招集し会議を開催する。

(会議の公開・非公開)

第5条 専門家会議は原則非公開とする。

(事務局)

第6条 専門家会議の庶務は、保健医療部保健医療政策課において処理する。ただし、別表2のメンバーに係る庶務は、産業労働部産業労働政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、主宰が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月27日から施行する。
附則
この要綱は、令和3年4月8日から施行する。
附則
この要綱は、令和3年4月30日から施行する。
附則
この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係) (五十音順)

岡部 信彦	川崎市健康安全研究所 所長
金井 忠男	埼玉県医師会 会長
川名 明彦	防衛医科大学校 教授 ＜内科学（感染症・呼吸器）＞
坂木 晴世	国際医療福祉大学大学院 准教授 ＜医療福祉学研究科 保健医療学専攻 看護学分野＞ 感染症看護専門看護師
讚井 将満	自治医科大学附属さいたま医療センター 副センター長
竹田 晋浩	かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長
松田 久美子	埼玉県看護協会 会長
光武 耕太郎	埼玉医科大学国際医療センター教授 ＜感染症科・感染制御科＞

別表2（第3条関係）（五十音順）

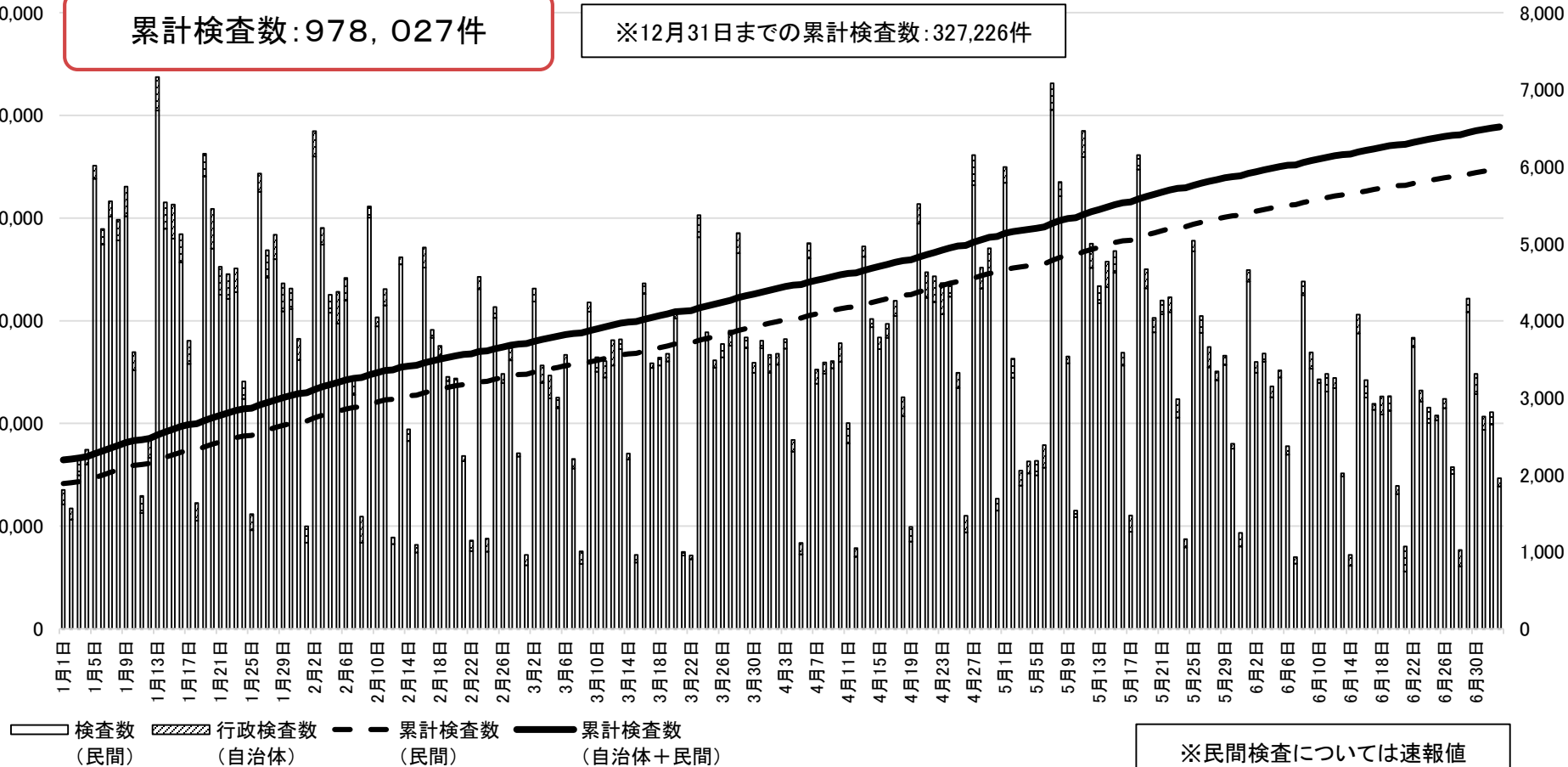
池田 一義	一般社団法人埼玉県商工会議所連合会会長
小谷野 和博	埼玉県中小企業団体中央会会長
近藤 嘉	日本労働組合総連合会埼玉県連合会会長
三村 喜宏	埼玉県商工会連合会会長

PCR検査等の現状

資料 1

累計検査数: 978, 027件

※12月31日までの累計検査数: 327,226件



陽性率の推移

資料 2



※陽性率は、民間検査の検査人数が報告されるまでのタイムラグなど日々の結果のばらつきを平準化し全体の傾向を見る趣旨から、移動平均の値を使用。

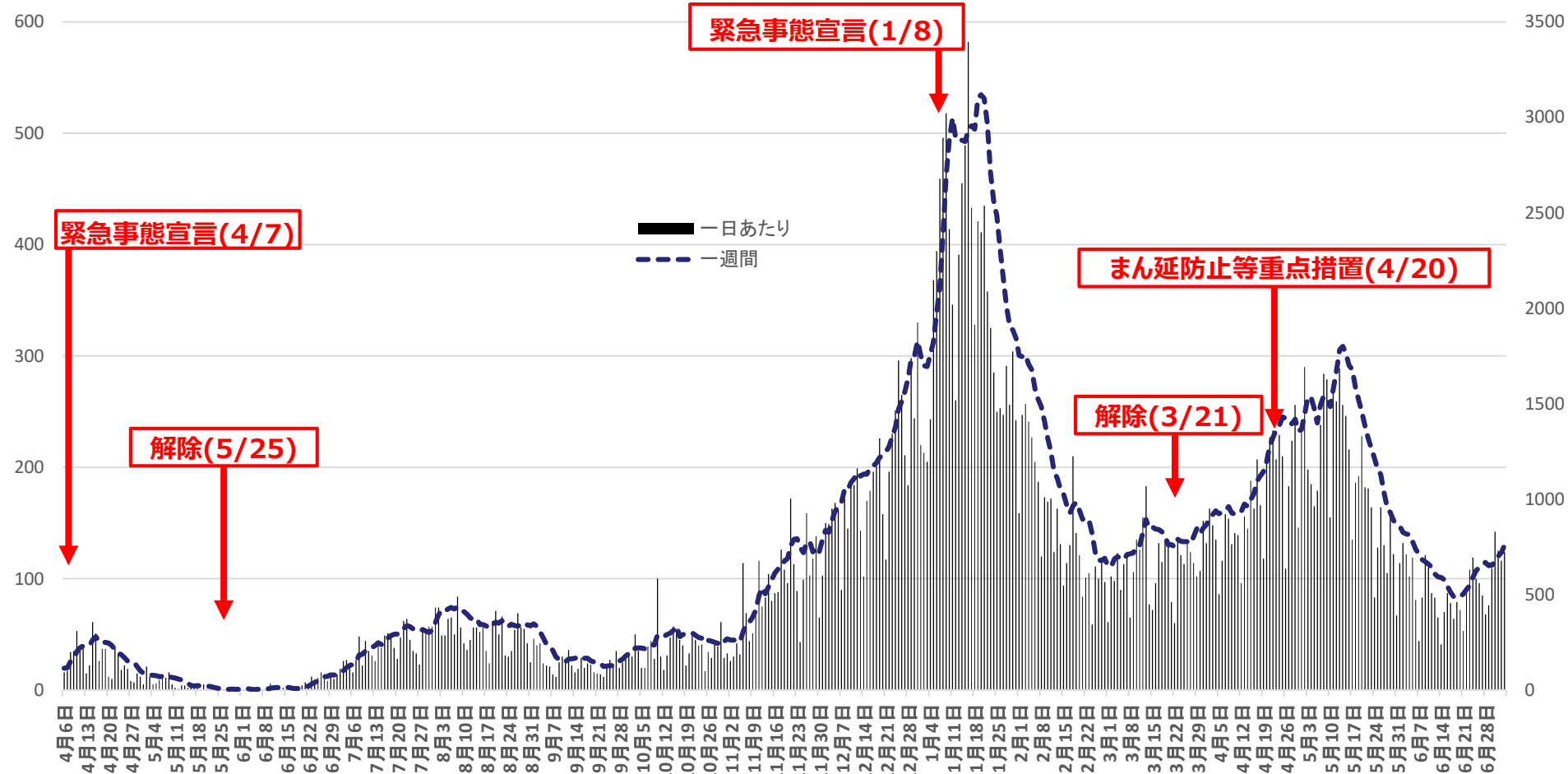
「過去7日間に判明した陽性者数」を「過去7日間に判明した陽性者数と陰性者数の和」で除した値を、その日の「陽性率(移動平均)」としている。

※民間検査分は速報値であるため、遡って数値を修正する場合がある。

※陰性確認のための検査は含まれていない。

陽性者数の推移(日別)

資料 3



今後の新規陽性者推計について(7月4日時点)

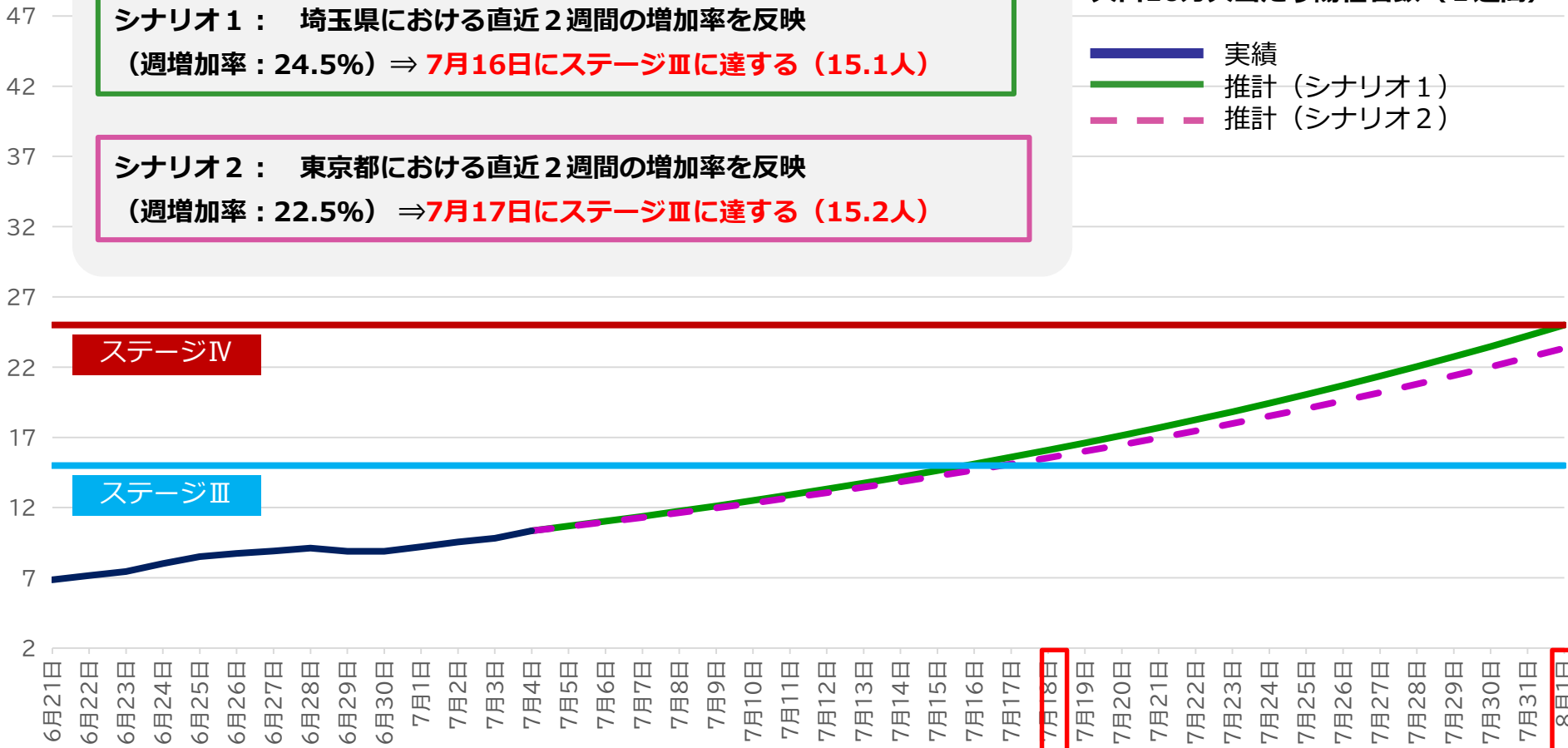
資料3-1

人口10万人当たり陽性者数(1週間)

実績
推計(シナリオ1)
推計(シナリオ2)

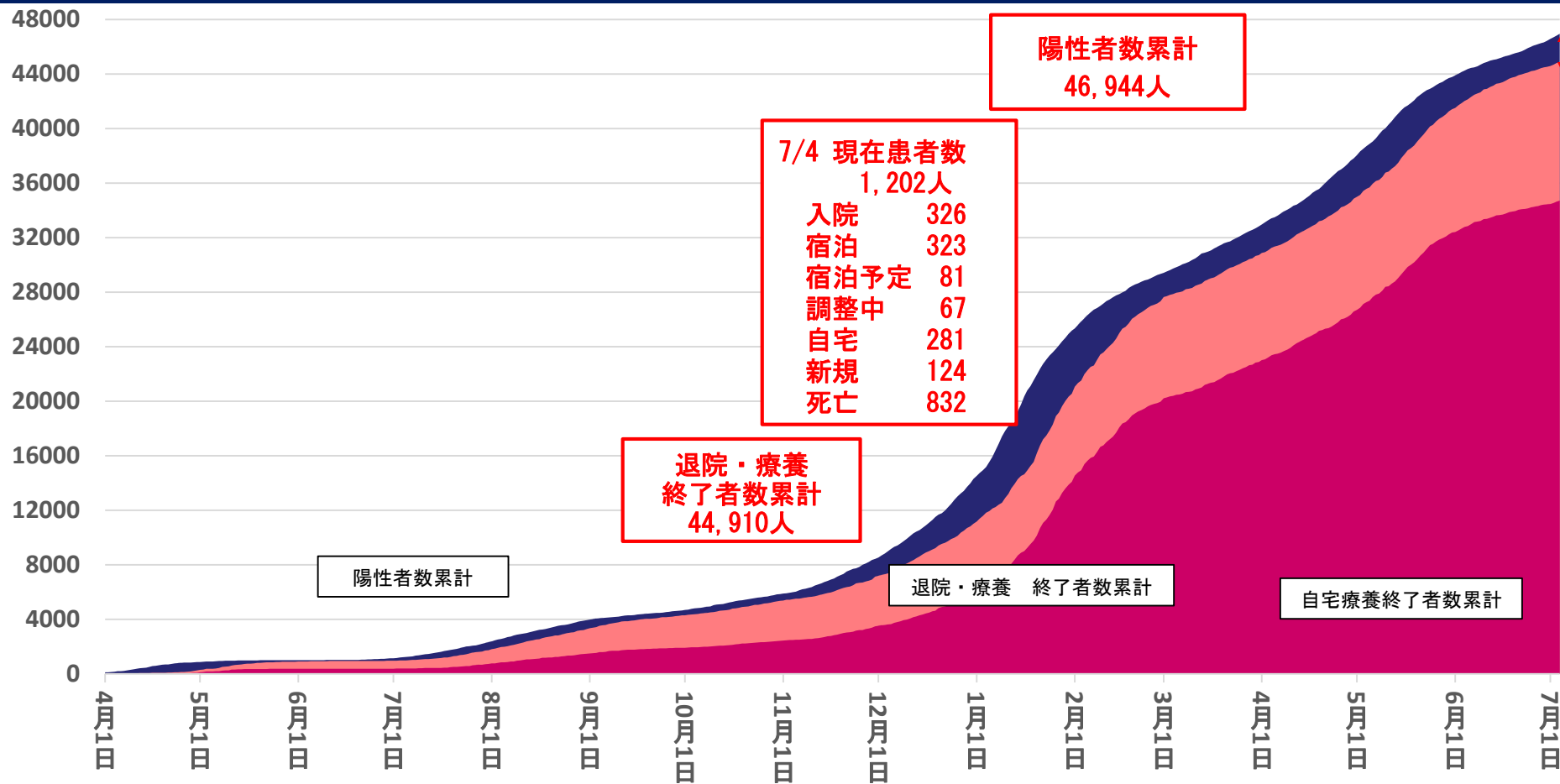
シナリオ1: 埼玉県における直近2週間の増加率を反映
(週増加率: 24.5%) ⇒ 7月16日にステージⅢに達する(15.1人)

シナリオ2: 東京都における直近2週間の増加率を反映
(週増加率: 22.5%) ⇒ 7月17日にステージⅢに達する(15.2人)



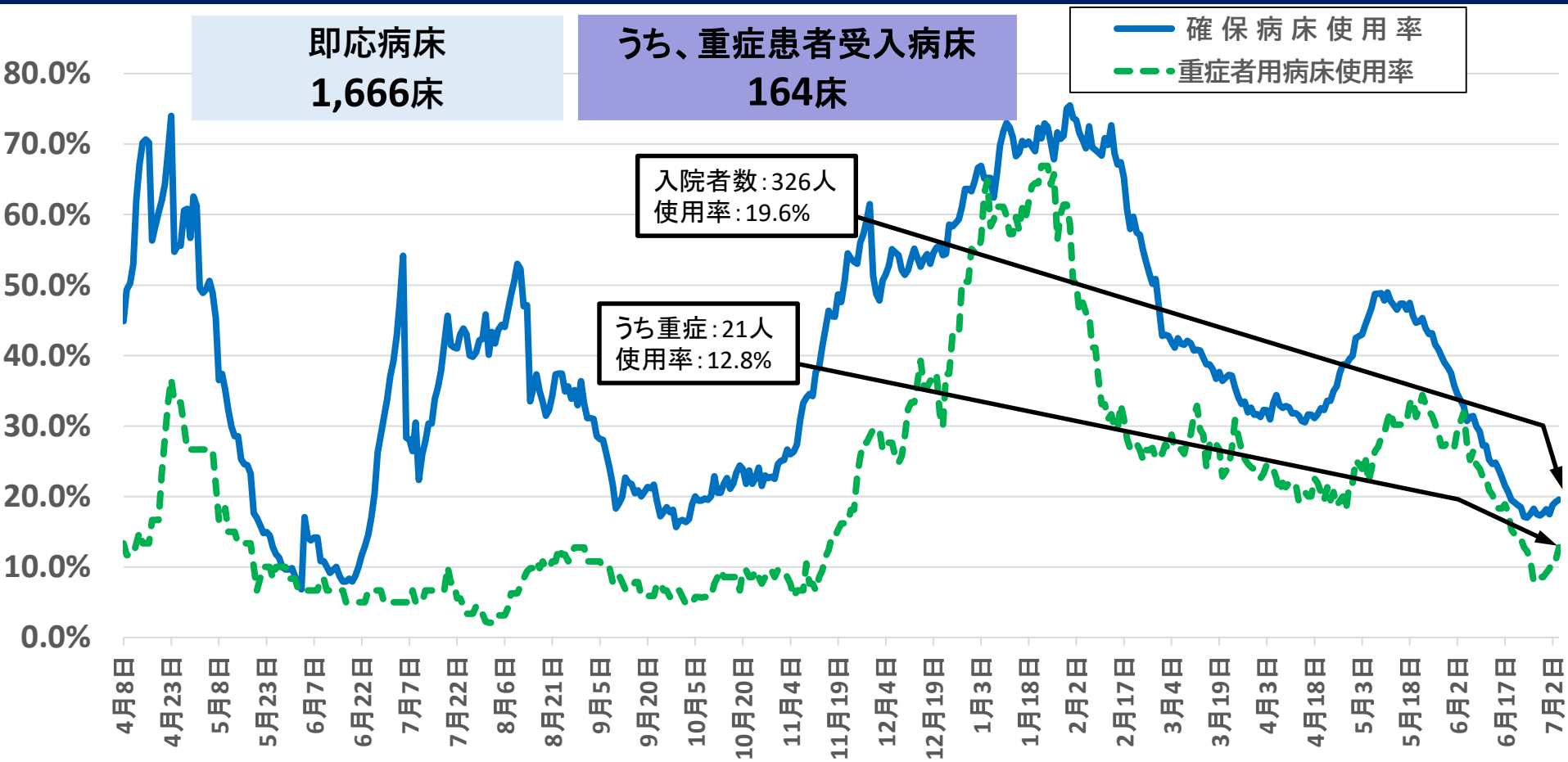
陽性者数と退院・療養終了者数の推移(累計)

資料 3-2



病床使用率の推移

資料 4



3週間の発生動向について(年齢別)

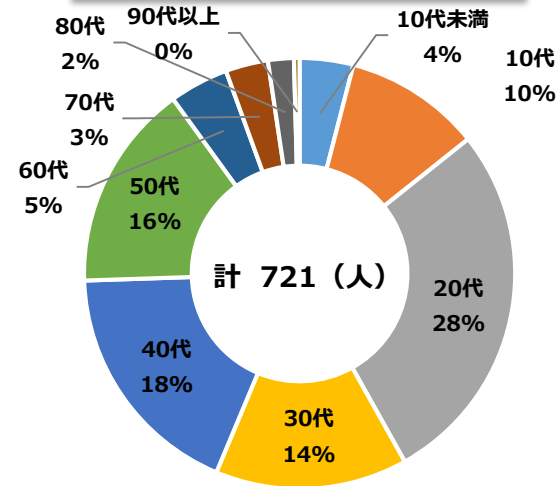
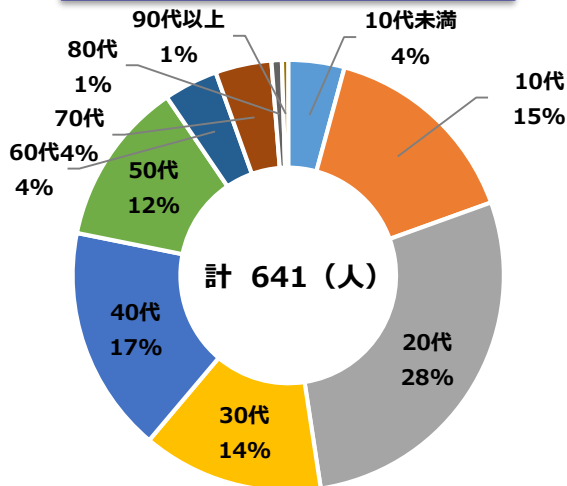
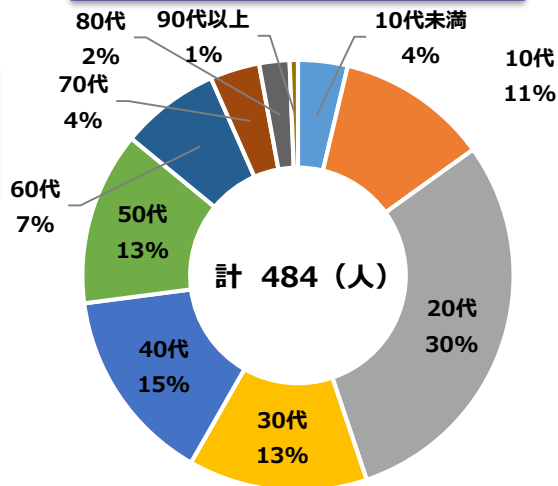
資料5

①6月13日～6月19日

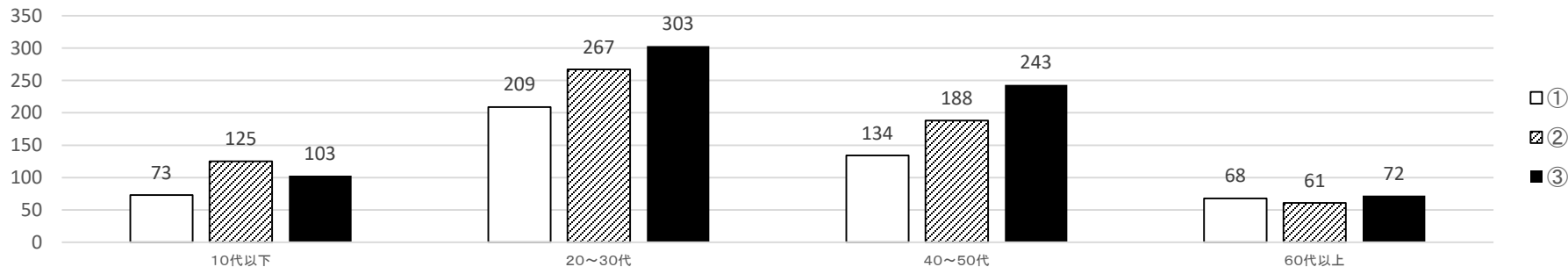
②6月20日～6月26日

③6月27日～7月3日

割合

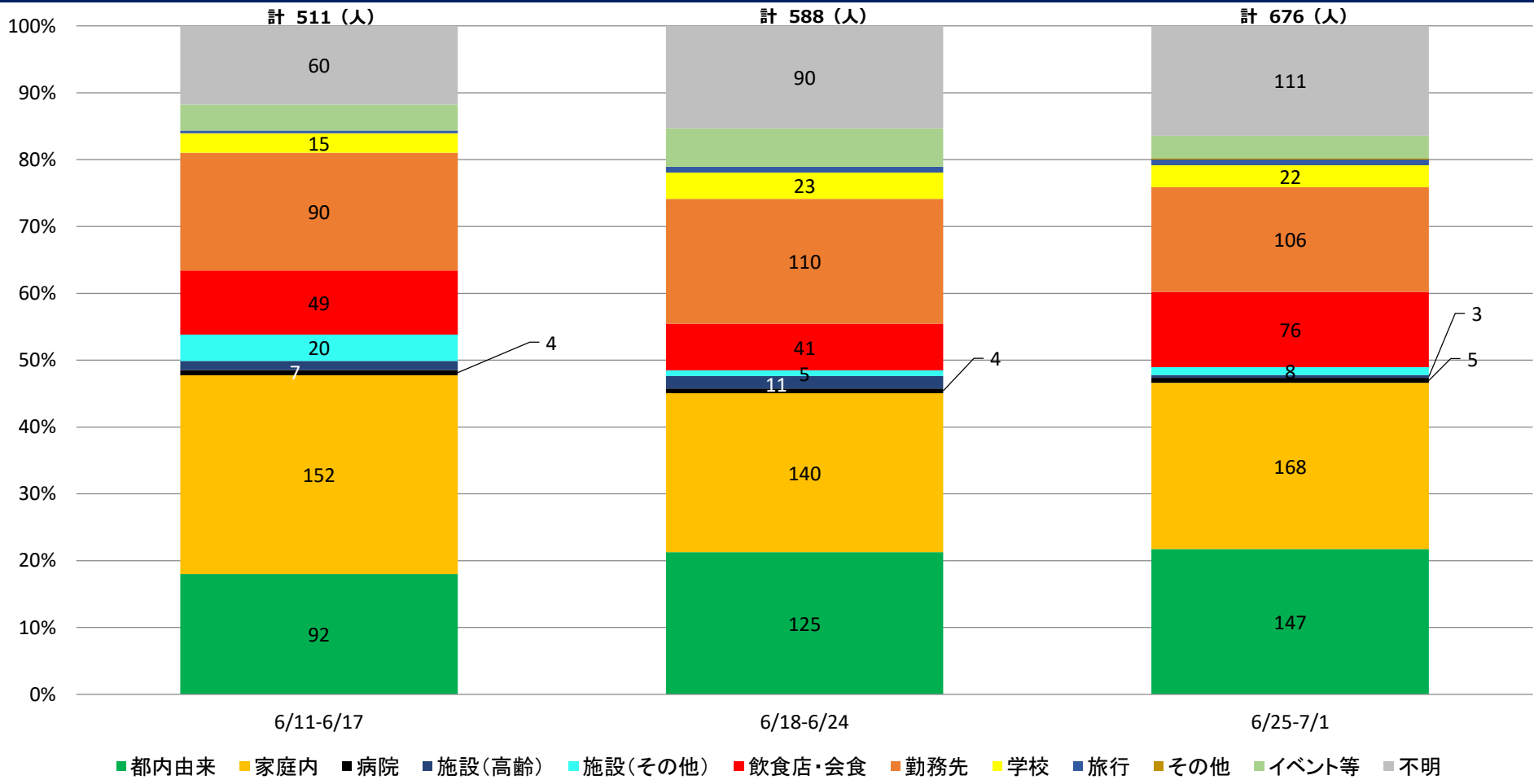


実数



感染経路推移【1週間ごと・構成比】(判明日ベース)

資料6



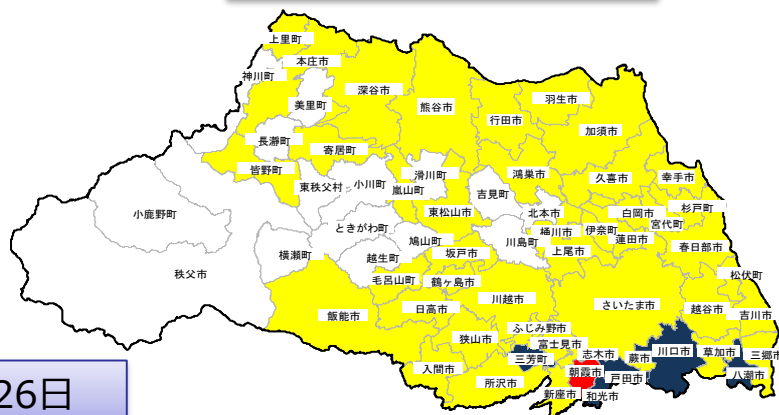
人口10万人あたりの新規陽性者数(1週間ごと)

資料7

6月13日～6月19日



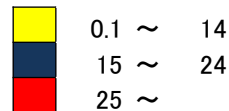
6月27日～7月3日



6月20日～6月26日



(人口10万人あたりの人数)



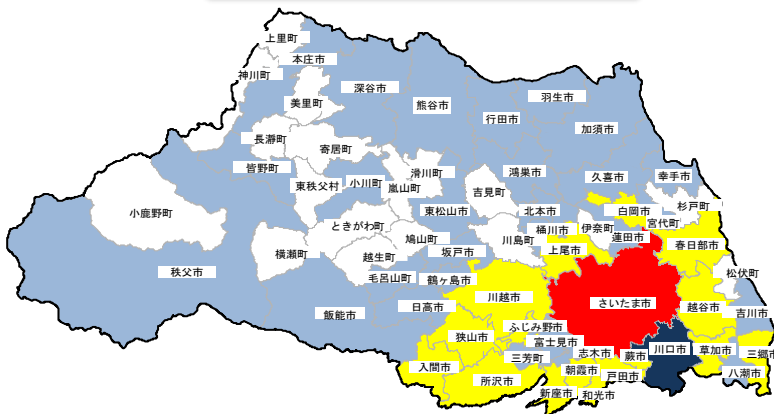
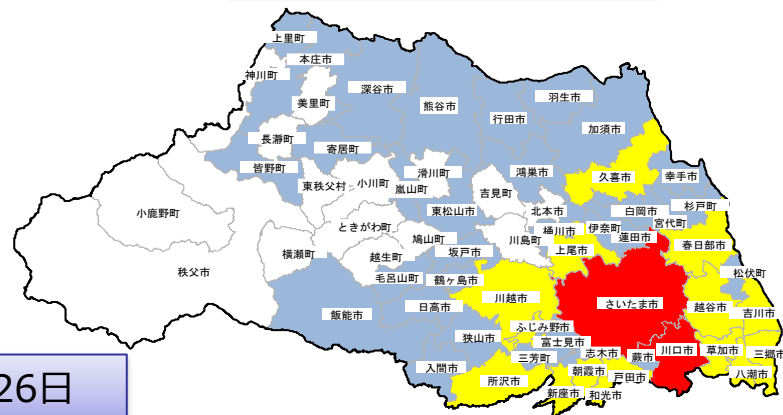
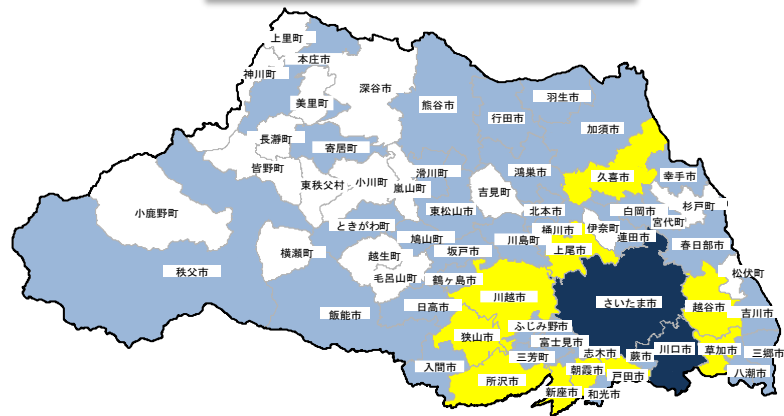
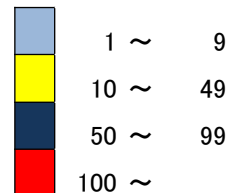
市町村別新規陽性者数(1週間ごと)

6月13日～6月19日

6月27日～7月3日

6月20日～6月26日

(新規陽性者数)



埼玉県の感染動向の推移について(ステージ指標)

資料 8

	ステージⅢ指標 (ステージⅣ指標)	6月20日	6月27日	7月4日
病床全体使用率	確保病床の使用率20%以上 (50%以上)	19.1% (318/1,661)	↓ 17.5% (290/1,661)	↑ 19.6% (326/1,666)
入院率	40%以下 (25%以下)	35.5% (318/897)	↓ 28.3% (290/1,025)	↓ 27.1% (326/1,202)
重症病床占有率	確保病床の使用率20%以上 (50%以上)	14.6% (24/164)	↓ 8.5% (14/164)	↑ 12.8% (21/164)
療養者数	人口10万人当たりの 全療養者数20人以上 (30人以上)	12.2人 (897人)	↑ 14.0人 (1,025人)	↑ 16.4人 (1,202人)
PCR検査陽性率 (※ 1 週間の平均)	5% (10%)	2.7%	↑ 3.6%	↓ 3.3% ※7月3日の数値
新規報告数	15人/10万人/週以上 (25人以上)	6.7人 (491人)	↑ 8.9人 (654人)	↑ 10.4人 (760人)
感染経路不明割合	50%	52.5%	↓ 49.5%	→ 49.5%
※参考 実効再生産数	※計算式 =(直近7日間の新規陽性者数/その前の7日間の新規陽性者数)^(5日※/7日)※平均世代時間を5日と仮定	0.874	↑ 1.227	↓ 1.113

ステージ指標1都3県比較（0704時点）

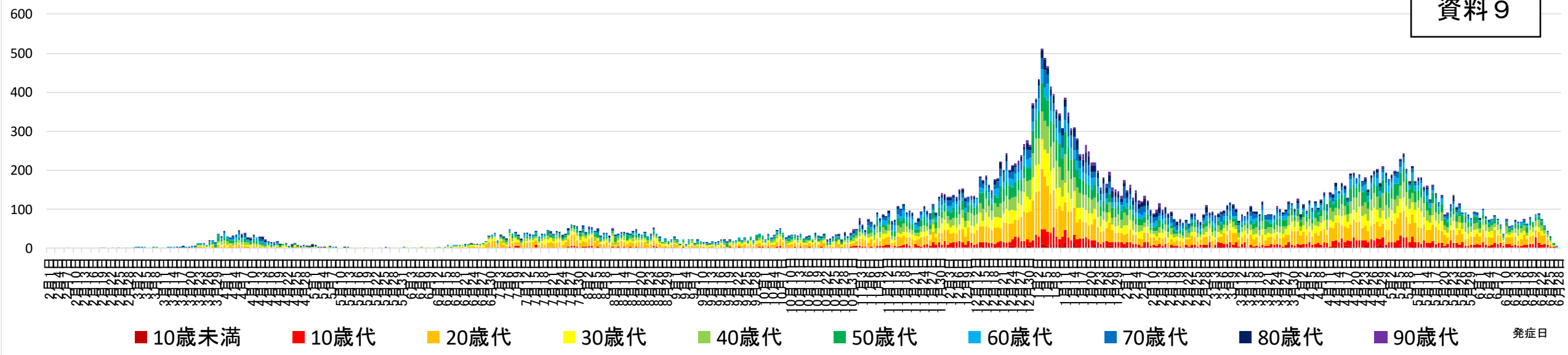
資料8-1

	医療提供体制などの負荷			療養者数	監視体制 PCR陽性率	感染の状況		
	病床のひっ迫具合					新規報告数	※参考 直近1週間と 先週1週間の 比較	感染経路 不明割合
	病床全体	うち重症者用病床	※1 入院率					
ステージⅢ指標 (ステージⅣ指標)	確保病床の使用率20%以上 (50%以上)		40%以下 (25%以下)	人口10万人当たり の全療養者数 20人以上 (30人以上)	5%以上 (10%以上)	1週間 10万人当たり 15人以上 (25人以上)	直近1週間が 先週1週間より 多い	50%以上
埼玉県	19.6%	12.8%	27.1%	16.4人	3.3%	10.4人	1.16	49.5%
東京都	29.3%	※2 (13.7%)	32.4%	36.4人	5.6%	29.3人	1.22	61.5%
神奈川県	23.1%	18.6%	22.8%	19.7人	6.4%	16.3人	1.12	61.1%
千葉県	29.0%	16.8%	30.4%	19.4人	4.2%	15.3人	1.25	57.8%

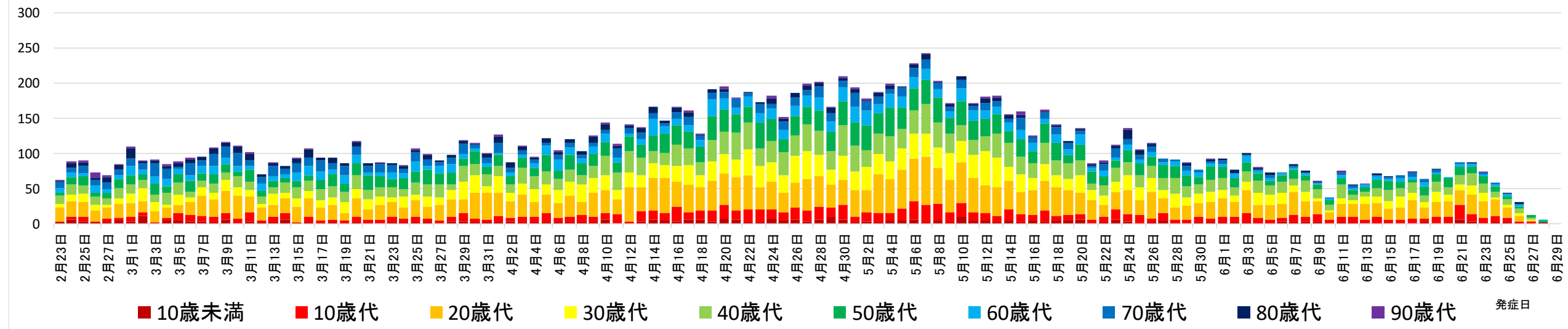
※1 国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言により、入院率の指標については、本県において現在入院が必要な新規陽性者は発生届が届けられた翌日には入院できているので、ステージ判断の指標としては使用しない。

※各自治体HP等による ※2 東京都の定義による重症者数を計上

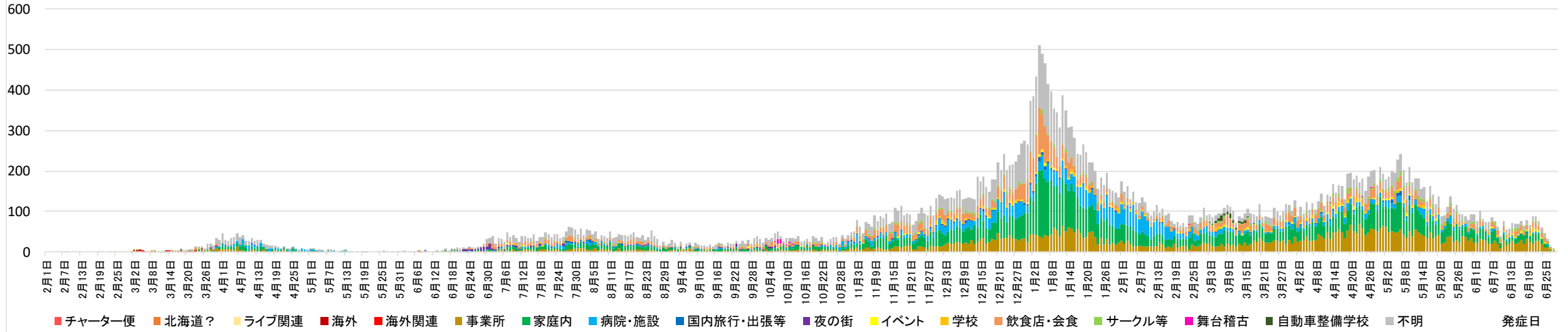
年齢別発症者数



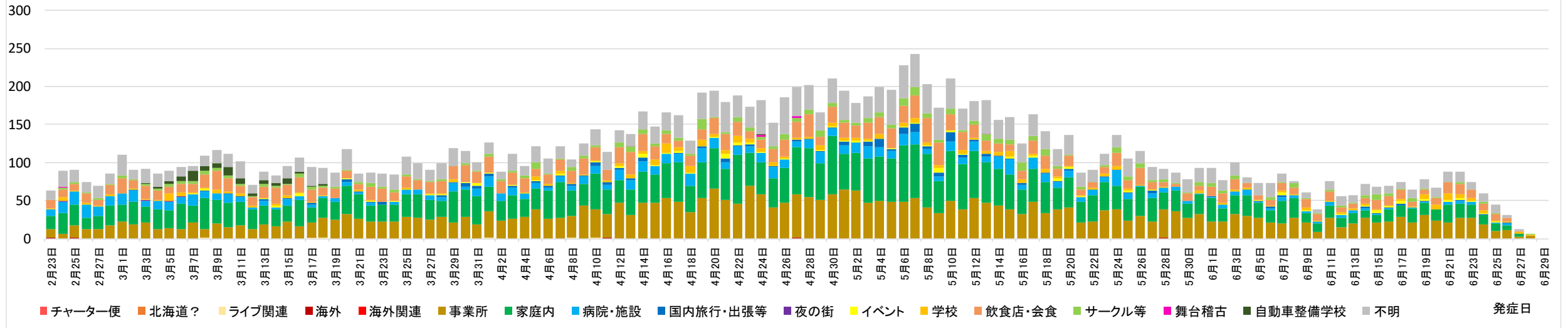
年齢別発症者数
2021年2月23日～2021年6月29日



感染原因別発症者数



感染原因別発症者数 2021年2月23日～2021年6月29日

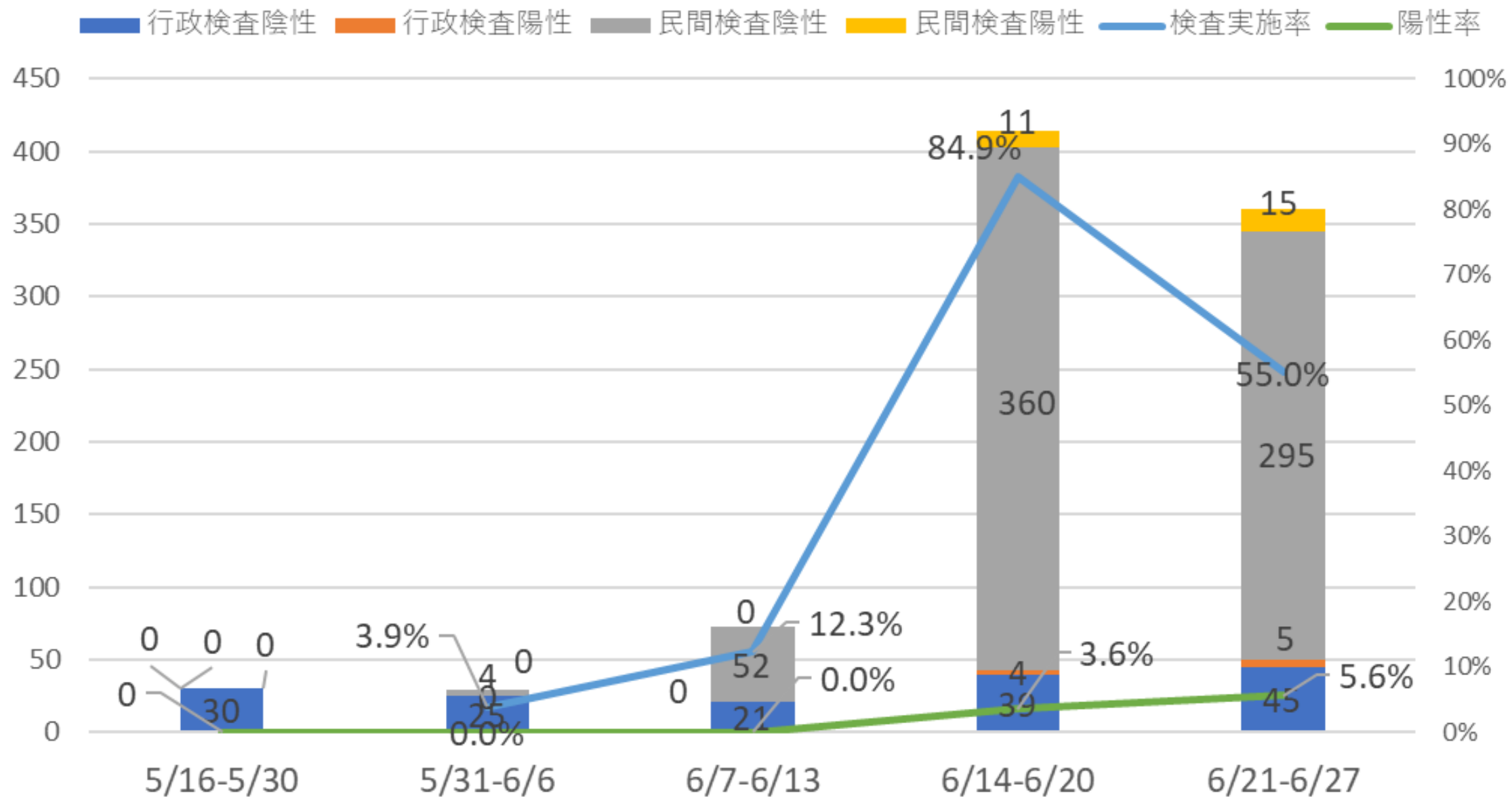


埼玉県内のL452R変異株PCR検査の実施状況

資料 10

	新規感染者数 (a)	検査実施数 (b)			検査実施率 (c) b/a	変異株PCR陽性者数 (d)	陽性率 (e) d/b
			(行政)	(民間)			
5/16-5/30	—	30	30	0	—	0	0.0%
5/31-6/6	737	29	25	4	3.9%	0	0.0%
6/7-6/13	593	73	21	52	12.3%	0	0.0%
6/14-6/20	491	417	46	371	84.9%	15	3.6%
6/21-6/27	654	360	50	310	55.0%	20	5.6%
全検査期間 (R3.5/31~6/27)	2,475	879	142	737	35.5%	35	4.0%

埼玉県内のL452R変異株PCR検査実施状況の推移



埼玉県内のゲノム解析結果

(令和2年3月16日～令和3年6月27日)

検査件数	検査件数 (件)	解析可能 件数 (件)	N501Y変異株		L452R変異株 (δ 株)	E484K (件)
			α 株 (件)	$\beta \cdot \gamma$ 株 (件)		
国立感染症研究所	2, 143	1, 938	262	15	9	226
県衛生研究所	430	408	172	1	5	121
計	2, 573	2, 346	434 (18.5%)	16 (0.7%)	14 (0.6%)	347 (14.8%)

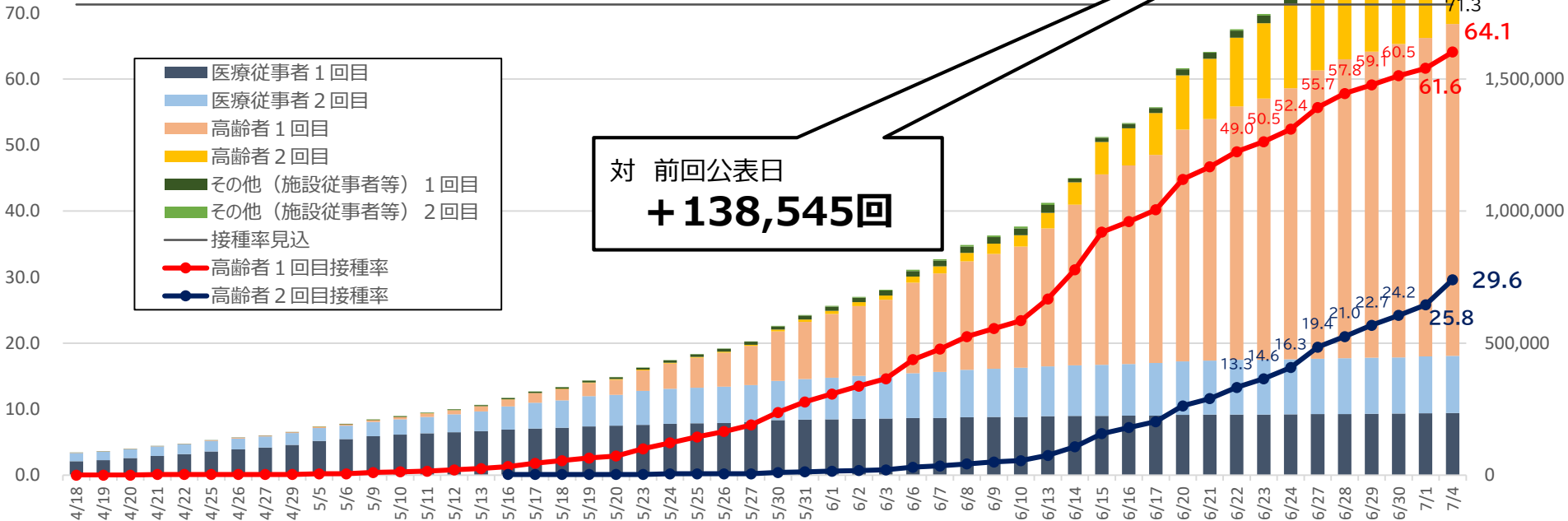
新型コロナウイルスの接種実績

資料 1 1

(R3.7.4までの実績)

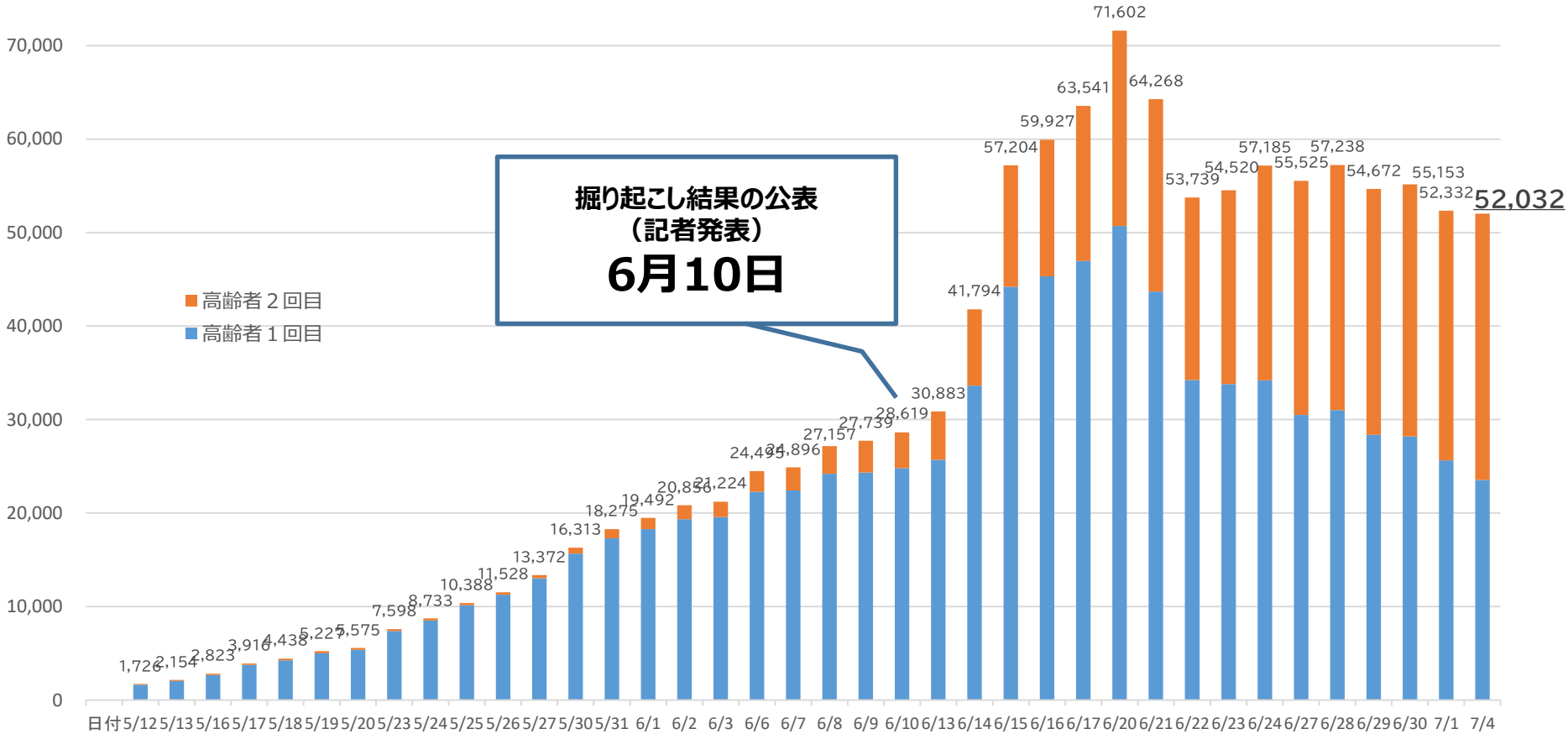
2,364,768

	医療従事者等		高齢者		その他(高齢施設従事者等)		全対象者*
	接種数	接種率	接種数	接種率	接種数	接種率	接種率
1回目	235,651 (+1,114)	97.9%	1,256,187 (+49,801)	64.1%	65,115 (+11,619)		23.2%
2回目	216,055 (+1,066)	89.8%	579,956 (+73,356)	29.6%	11,804 (+1,589)		12.0%



※「医療従事者」はV-SYS、「高齢者」「その他」はVRS(最新の実績値)からそれぞれ数値を参照
全対象者の接種率は、便宜上、県内の12歳以上の人口に対する、表中の接種回数合計の割合から算出

1日あたり高齢者接種人数（7日間移動平均）



令和3年7月5日

新型コロナウイルス感染症対策本部長
内閣総理大臣 菅 義偉 様

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策本部長
埼玉県知事 大野 元裕

日頃、新型コロナワクチンの確保及びワクチン接種に関する各種支援策の整備などに御尽力いただいていることに感謝を申し上げます。

令和3年2月9日付けで、内閣官房及び厚生労働省から発出された「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」によれば、新型コロナワクチンの接種は「予防接種法の臨時接種の特例」とされており、国の指示の下、都道府県の協力により、市町村において実施することとなっております。

また、臨時接種を定める予防接種法においても、ワクチンの確保と配布は国の責任である一方、接種は市町村若しくは都道府県の役割とされています。

法に則った国の指示に基づき、埼玉県内各市町村は7月末までに希望する高齢者の接種を完了させ、基礎疾患を有する方などに加えて一般接種についても、個別接種や集団接種を実施する体制を構築しております。

埼玉県においても、市町村の接種を補完するため、6月1日より高齢者を対象とした集団接種を実施するとともに、その次の段階として、エッセンシャルワーカーを対象とした集団接種の実施の目途をつけたところです。

他方、関係大臣の発言や報道によれば、武田／モデルナ社製ワクチンの7割程度は職域接種に活用し、今後実施を予定していた自治体の集団接種等に充当することはないとのことであり、令和3年7月1日付けの厚生労働省の事務連絡において、本来、武田／モデルナ社製ワクチンを活用予定の自治体の集団接種にファイザー社製ワクチンを転用することです。

自治体に十分な数量のワクチンさえあれば速やかな接種が可能な体制が構築されているにもかかわらず、法に則った通知に基づく接種体制が反故にされ、その一方で直接法に基づかない職域接種が優先されることとなります。

自治体による基礎疾患を有する方やエッセンシャルワーカー向け接種が進まない一方で、職域接種が可能な企業に所属・関係する者が優先され、上述の「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」で示された優先順位がないがしろにされれば、国民の理解を得ることは困難であります。

事態の緊急性・重要性に鑑み、新型インフルエンザ等対策措置法第24条第

4項に基づき、政府対策本部長に対し、下記については是正・実現するため、所要の総合調整を行うよう要請いたします。

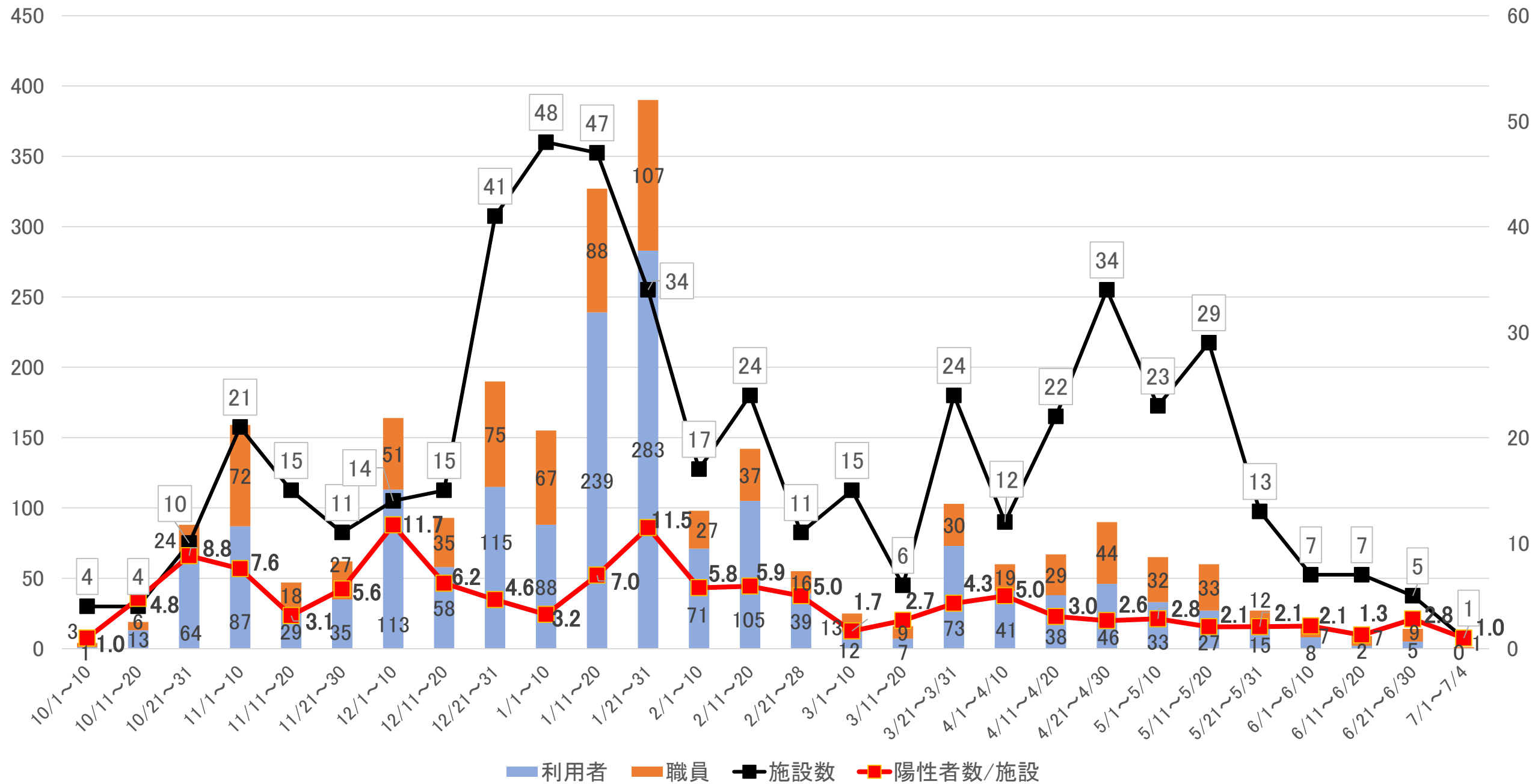
記

- 1 予防接種法の臨時接種の特例として実施される市町村による接種を円滑に実施すべく、市町村向けのワクチン割り当てを職域接種に優先させ、必要な量を確保すること。
- 2 市町村接種を補完するため、都道府県が実施する集団接種会場に係るワクチンの割り当てについては、当初予定していた武田／モデルナ社製ワクチンを必要な量、確実に配分すること。
万が一、武田／モデルナ社製ワクチンの配分が困難な場合には、市町村のワクチン配分に影響を与えないよう、追加のファイザー社製ワクチンを確保し、都道府県の会場に必要な量を確実に配分すること。
- 3 職域接種が優先されて自治体が確保した集団接種会場や医療関係者を含む人員をキャンセルせざるを得ない場合には、法と国の指示に基づき体制が準備されたことに鑑み、全ての経費を国が支弁すること。

高齢者施設における感染発生施設数及び陽性者数(職員・利用者)

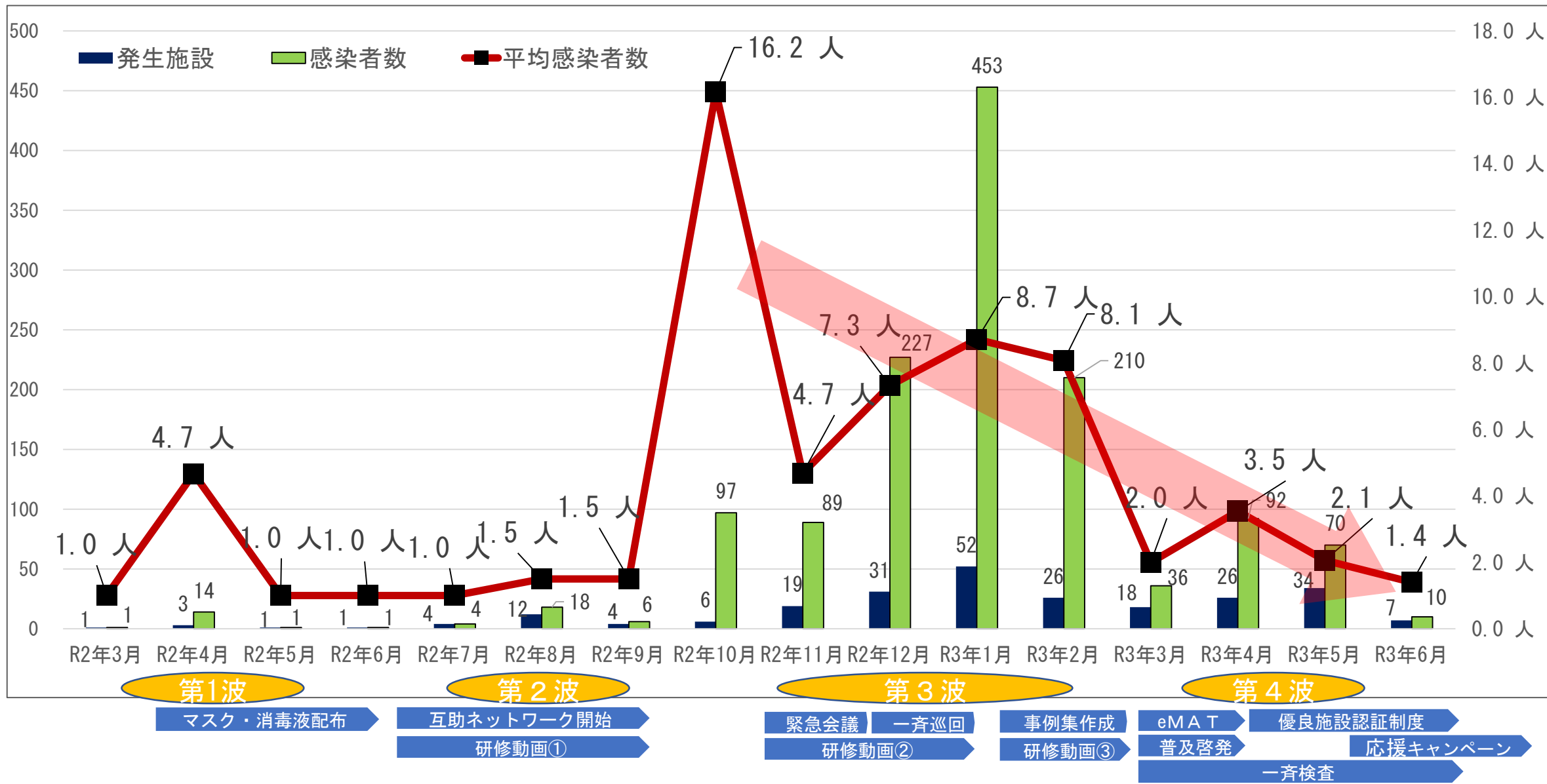
(10日間ごと、初発日ベース) 令和3年7月4日現在

資料12

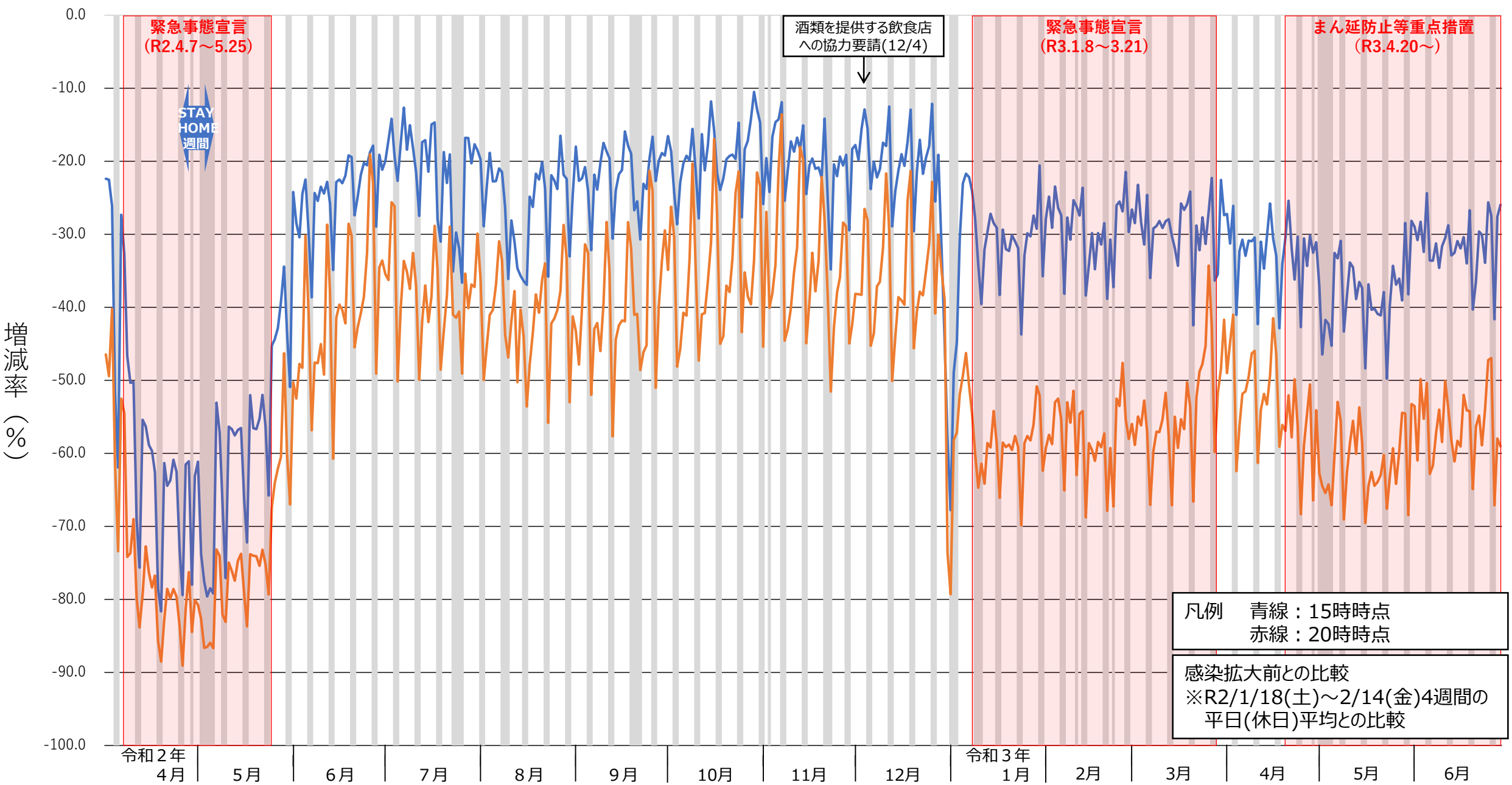


県所管高齢者入所施設の感染発生施設数、感染者数、感染発生1施設当たり平均感染者数（初発日ベース）

- ◇ 県所管高齢者入所施設の感染発生施設での平均感染者数は、令和2年10月の16.2人をピークに減少傾向。
- ◇ 特に令和3年3月以降は1施設当たり2～3人と大幅に減少している。

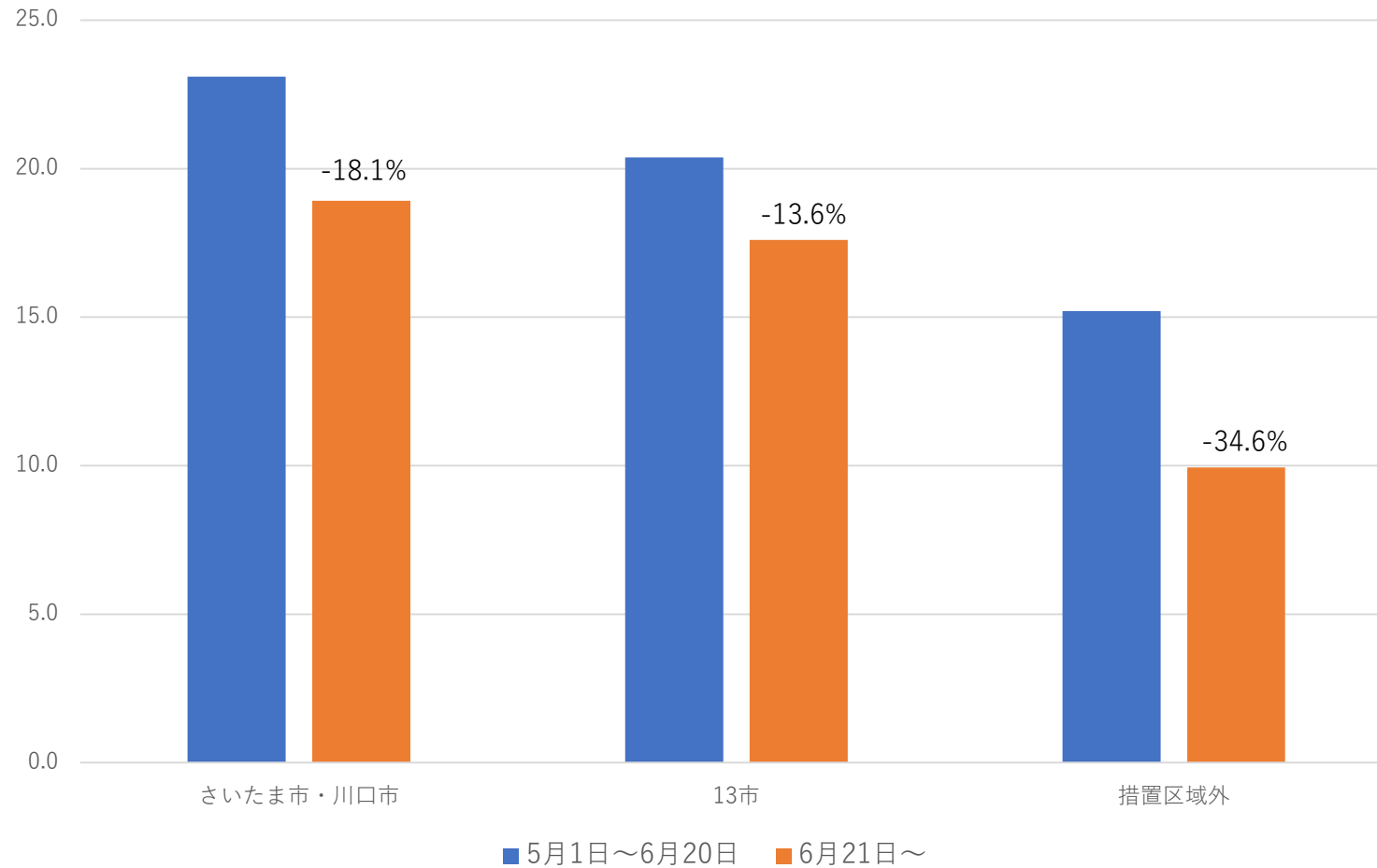


大宮駅周辺（半径500m）1日当たり滞在者増減率（居住者を含まない）



※データ出典：KDDI Location Analyzer (KDDIがauスマートフォンユーザー同意のもとで取得し、誰の情報であるかわからない形式に加工した位置情報データおよび属性情報 (性別・年齢層) を使用しています。)

発表日ベース陽性者の変化（10万人・1日当たり）



朝霞市	和光市	戸田市	ふじみ野市	三芳町	所沢市	新座市	蕨市	富士見市	草加市	越谷市	川越市	志木市
132.33	126.44	104.30	93.17	75.25	73.62	71.36	69.87	62.56	60.46	52.10	50.92	37.62

1 プールについて

- ・4水上公園(しらこぼと、川越、加須はなさき、さいたま)は感染防止対策を徹底した上で運営する方向で検討している
- ・プール開園後、緊急事態宣言が発出された場合は営業を中止する

2 運営時期について

令和3年7月31日(土)～8月29日(日)

令和3年度県営公園の夏季プール運営について②

3 感染防止対策

① 入場者制限等

- ・各施設の入場上限を収容人数の50%以下とする

公園名	今期の1日の入場上限(人)	通常時の収容人数(人)
しらこぼと	5,000	13,278
川越	4,000	11,734
加須	2,000	6,205
さいたま	2,000	4,923

- ・家族単位の利用を推奨するほか、プール周りでテント等を設置する区画を指定(テント内は同居家族単位又は2人以内)し、テントごとの間隔を2m以上確保する
- ・特定のプールでの人の集中などが生じないように監視員が指導する

② チケットの事前販売

- ・入場時の行列を回避するため、入場時間を指定したチケットを販売

令和3年度県営公園の夏季プール運営について③

③ 更衣室等での対策

- ・ロッカーの間引きを行い、十分な間隔を保って利用できるようにする
- ・水着着用での来場を呼びかけ
- ・シャワーは屋外のみ使用(屋内は休止)

※ ロッカーの間引き状況
(例)川越公園の更衣室

間引き前



間引き後

